

原議保存期間	10年（令和17年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	10年（令和17年12月31日まで保存）

生 企 甲 達 第 100 号
令 和 7 年 10 月 6 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

防犯カメラシステム運用要綱の制定について（通達）

- 対号1 平成15年12月15日付け生企乙達第106号「防犯ビデオカメラシステム運用要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成24年8月27日付け生企丙達第103号「自治体等が設置した防犯ビデオカメラのモニター装置を警察施設内に設置し、映像をモニターする場合の運用要領について（通達）」
- 対号3 平成30年12月14日付け生企甲達第105号、地甲達第103号「防犯ビデオカメラシステム運用要綱の一部改正について（通達）」
- 対号4 令和6年1月22日付け生企甲達第6号「震災用防犯カメラ運用要綱の制定について（通達）」

防犯カメラシステムの運用に関しては、対号に基づき適正に運用しているところであるが、この度、同システムの運用状況等を踏まえ、別添のとおり、防犯カメラシステム運用要綱を制定し、令和7年11月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

防犯カメラシステム運用要綱

第1 目的

この要綱は、防犯ビデオカメラシステムの運用に関する規程（平成15年石川県公安委員会規程第4号。以下「運用規程」という。）第8条の規定に基づき、犯罪の予防及び捜査並びに大規模災害発生に伴う被災地域における犯罪抑止等のため、石川県警察が公共空間に設置する防犯カメラの管理及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において使用する用語は、運用規程で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
 - (1) 運用所属
防犯カメラ操作用端末を設置し、データの閲覧及び複製等の事務を行う所属をいう。
 - (2) 防犯カメラ
スタンドアロン型防犯カメラ及びネットワーク型防犯カメラをいう。
 - (3) 防犯カメラシステム
防犯カメラ及びその録画装置、モニター、操作用端末等で構成された装置一式をいう。
 - (4) 防犯カメラ操作用端末
データの閲覧及び複製の作成を目的で整備された専用端末をいう。
 - (5) スタンドアロン型防犯カメラ
ネットワーク接続されておらず、カメラ単体で撮影等を行う防犯カメラをいう。
 - (6) ネットワーク型防犯カメラ
有線又は閉域LTE回線の無線通信でネットワーク接続された防犯カメラをいう。
 - (7) 閲覧
犯罪の予防及び捜査等のため、データを防犯カメラ操作用端末等のモニターで再生して閲覧することをいう。
 - (8) 接写
閲覧中にモニターの映像を写真撮影することをいう。
 - (9) 複製データ
データを他の外部記録媒体に複製したものをいう。

第3 運用体制

1 総括責任者

- (1) 警察本部に総括責任者を置き、生活安全部生活安全企画課長をもつ

て充てる。

- (2) 総括責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用に関する事務を総括し、その適正な管理及び運用を図るものとする。

2 総括補助者

- (1) 警察本部に総括補助者を置き、生活安全部生活安全企画課の課長補佐の中から総括責任者が指定する者をもって充てる。
- (2) 総括補助者は、総括責任者の指揮を受け、総括責任者の事務を補助するものとする。

3 運用管理者

- (1) 運用所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属における防犯カメラシステムの管理及び運用に関する事務を総括し、その適正な管理及び運用を図るものとする。
- (3) 運用管理者は、自所属における取扱責任者及び取扱担当者を明らかにするため、取扱担当者等指定簿（別記様式第1号）を備え付けるものとする。

4 運用管理補助者

- (1) 運用所属に運用管理補助者を置き、警察本部の各所属にあっては次席又は副隊長、警察署にあっては副署長をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、運用管理者を補佐するとともに、防犯カメラシステムの効果的かつ適正な管理及び運用に努めるものとする。

5 取扱責任者

- (1) 運用所属に防犯カメラシステムの取扱責任者を置き、運用管理者が指定する警部又は同相当職以上の警察職員をもって充てる。

ただし、当直時間帯にあっては、当直主任がこれを代行することができるものとする。

- (2) 取扱責任者は、運用管理者の指揮を受け、次の事務を行うものとする。

ア 防犯カメラシステムの保守及び管理に関すること。

イ データの管理に関すること。

ウ データの閲覧及び複製データの交付に関すること。

エ 所属の職員に対する指導に関すること。

オ その他防犯カメラシステムの適正な運用のため必要な事務に関すること。

6 取扱担当者

- (1) 運用管理者は、自所属の警察職員の中から防犯カメラの取扱担当者を指定するものとする。

この場合において、当該担当者の人数は、その事務に必要な最小限とする。

- (2) 取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

ア データの閲覧に関すること。

イ 複製データの作成に関すること。

- (3) 取扱担当者は、自所属における前記(2)の事務のほか、他所属の警察職員から要求があった場合の当該事務を担当するものとする。

第4 防犯カメラシステムの管理及び点検

1 防犯カメラの設置等

防犯カメラの設置及び撤去は、総括責任者が行う。

なお、総括責任者は、設置又は撤去をする場合は、速やかに防犯カメラの設置場所を管轄する運用管理者へ通知するものとする。

2 設置場所の明示

総括責任者は、防犯カメラが設置されていることを通行人等に明らかにするよう必要な措置を講ずるものとする。

3 管理台帳

運用管理者は、自所属で運用される防犯カメラ及び防犯カメラに内蔵する外部記録媒体の管理状況を明らかにするため、防犯カメラ管理台帳（別記様式第2号）を作成するものとする。

4 保守点検

運用管理者は、設置された防犯カメラの取付け及び録画の状況その他防犯カメラシステムの機能の維持に必要な事項について、年1回以上点検するものとする。

なお、運用管理者による点検は、委託業者による保守点検に代えることができる。

5 異常の報告

運用管理者は、防犯カメラシステムに異常が認められたときは、速やかに総括責任者に報告するものとする。

第5 データの管理及び運用

1 データの保存期間等

- (1) データの保存期間は、3か月を超えない期間とする。

ただし、犯罪の捜査その他の警察の職務の遂行のため運用管理者が特に必要と認めるときは、当該保存期間を延長することができる。

- (2) 保存期間が満了したデータは、電磁的方法により消去するものとする。

2 データの活用

- (1) 警察職員は、犯罪の予防及び捜査並びに大規模災害発生に伴う被災地域における犯罪抑止等のために必要があるときは、閲覧、複製データの交付及び接写を運用管理者に要求することができる。

- (2) 前記(1)の場合において、閲覧、複製データの交付及び接写を要求する職員（以下「要求者」という。）は、データ管理簿（別記様式第3号）に所定の事項を記載して、取扱責任者の承認を得るものとし、取扱責任者は、速やかに運用管理者の確認を受けるものとする。

- (3) 要求手続においては、スタンドアロン型防犯カメラ及び有線接続方式のネットワーク型防犯カメラのデータに関するものは、その防犯カメラの設置場所を管轄する警察署で行うものとし、無線通信方式のネットワーク型防犯カメラのデータに関するものは、無線通信方式のネットワーク型防犯カメラを運用するいずれかの運用所属で行うものとする。

ただし、ネットワーク型防犯カメラのカメラ部にデータが蔵置される型式のもので、データ確認のためカメラ部を直接操作する場合は、設置場所を管轄する警察署で行うものとする。

- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、閲覧、複製データの交付及び接写の要求は、緊急を要する場合で、データ管理簿により承認を得るいとまがないときは、口頭ですることができる。

この場合において、事後、できるだけ速やかに当該管理簿を作成するものとする。

- (5) 接写した写真（写真データが記録された電磁的記録媒体を含む。）及び複製データは、捜査資料と同様に適正な管理に努め、職務上必要がなくなった場合、速やかに復元できない方法により廃棄するものとする。

- (6) 運用管理者は、法令等の規定に基づくものを除いて、石川県警察職員以外の者に閲覧、複製データの交付及び接写を承認してはならない。

3 データの管理

データは、原則、解析用パソコン等の単体パソコンで取り扱うこととし、石川県警察W A N端末などのネットワーク端末では取り扱わないこととする。

第6 安全の確保

1 情報セキュリティ

防犯カメラシステムの取扱いについては、この要綱によるほか、石川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 情報の分類

防犯カメラシステムに係る「石川県警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和6年2月20日付け情甲達第72号別添）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
防犯カメラシステム	2（中）	2（高）	1（低）

第7 報告

- 1 運用管理者は、データの活用状況について、データ活用報告書（別記様式第4号）により、半年ごとに総括責任者に報告するものとする。
- 2 総括責任者は、第5の規定によるデータの活用状況について、1年ごとに石川県公安委員会に報告するものとする。

第8 運用状況の公表

警察本部長は、防犯カメラの運用状況について、1年ごとに公表するものとする。

第9 保存期間

本要綱に定める別記様式の保存期間は、3年とする。

別記様式第1号

運用管理者	運用管理補助者

取扱担当者等指定簿 ○年度（3年保存）

取扱責任者		
-------	--	--

[illegible]

防犯カメラ管理台帳 ○年度（3年保存）

番号	管理番号等		設置場所	設置年月日	撤去年月日	保守点検		備考
	カメラ	媒体				年月日	運用管理者印	

※カメラ番号は、設置警察署の建制順にA～Lを付すこととする。

データ管理簿 ○年度（3年保存）

番号	要求 年月日	要求 所属	要求者		事件名	対象期間	カメラ番号	取扱担当者	閲覧 許可印	閲覧確認印		複製データ交付・接写		複製等 許可印	複製等確認印	
					活用理由				取扱 責任者	運用管理 補助者	運用管理者	交付年月日 ・外部記録媒体等	受領者（自署）	取扱 責任者	運用管理 補助者	運用管理者
			課 名			月 日 時		課 名				年 月 日	課 名			
			階 級			から		階 級				☐ USB（ 個）	階 級			
			氏 名			月 日 時		氏 名				☐ DVD（ 枚）	氏 名			
						まで						☐ その他 （ ）				
												☐ 接写（ 枚）				
			課 名			月 日 時		課 名				年 月 日	課 名			
			階 級			から		階 級				☐ USB（ 個）	階 級			
			氏 名			月 日 時		氏 名				☐ DVD（ 枚）	氏 名			
						まで						☐ その他 （ ）				
												☐ 接写（ 枚）				
			課 名			月 日 時		課 名				年 月 日	課 名			
			階 級			から		階 級				☐ USB（ 個）	階 級			
			氏 名			月 日 時		氏 名				☐ DVD（ 枚）	氏 名			
						まで						☐ その他 （ ）				
												☐ 接写（ 枚）				
			課 名			月 日 時		課 名				年 月 日	課 名			
			階 級			から		階 級				☐ USB（ 個）	階 級			
			氏 名			月 日 時		氏 名				☐ DVD（ 枚）	氏 名			
						まで						☐ その他 （ ）				
												☐ 接写（ 枚）				

備考 太枠内は、要求者が記載し、取扱担当者の承認を得ること。

令和〇年〇月〇日

総括責任者 殿

運用管理者
(〇〇警察署長)

データ活用報告書
(〇年 上半期・下半期)

設置地区 又は 市 町	
閲覧件数及び罪種	
複製件数及び罪種	
設置区域における 刑法犯認知件数	
主な活用事例 (複数可)	